

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、旅館業が、観光の振興及び商店街の活性化に資する一方、その施設の周辺における良好な生活環境を害するおそれがあることに鑑み、旅館業者の責務等を定めることにより、公衆衛生及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 旅館業者 武蔵野市の区域内において、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとし、又は営む者をいう。
- (3) 建築等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
 - イ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ウにおいて同じ。）の主要構造部（同条第5号に規定する主要構造部をいう。）の一種以上について行う修繕又は模様替
 - ウ 用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の用途に供する建築物にすることをいう。）
- (4) 審議会 武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）第8条第1項に規定する武蔵野市環境浄化審議会をいう。

(責務)

第3条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を害することがないように配慮しなければならない。

(市長との協議)

第4条 旅館業者は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める事項について市長と協議するよう努めるものとする。

- (1) 対象施設の建築等の着工の日 当該建築等及び当該営業に関する事項
- (2) 当該営業の開始の日 当該営業に関する事項

(対象施設の建築等又は当該営業にあたっての必要な措置)

第5条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象施設において、法令又は条例で禁止されている行為その他公序良俗に反する行為を行わせないこと。

(2) 対象施設の屋外の装飾及び広告物について、周辺の環境と調和させるよう努めること。

(標識の掲出等)

第6条 旅館業者は、対象施設の周辺の住民等に対し、当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るため、次に掲げる日の翌日から起算して30日間、当該対象施設の出入口その他の公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう努めるものとする。

(1) 対象施設の建築等の着工の日

(2) 法第3条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）の日

(説明会の開催等)

第7条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、当該対象施設の周辺の住民等との紛争が生じないように、前条に規定する掲出等の期間中に、当該対象施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等をするよう努めるものとする。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、旅館業者がこの条例の規定を遵守していないと認めるときは、当該旅館業者に対し、当該規定を遵守するよう必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。